

領収書等の添付様式

整理番号 1-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

株式会社 ヤマダ電機
本店 群馬県高崎市栄町1-1
http://www.yamadadenki.com

テックランド大分本店
ご来店有り難うございます。
097-554-3160
クイタイde安心会員募集中!

令和4年 領収書

No. 0160-404-800180 [入金]
2019/05/26 1 [入金]
担当: 312055
得意No: 0160-404-800180
元帳No: 0160-404-012647

7062951011 LGP0017 SSS
51749 配達済 2019/05/26
× 1 ¥112,800
外08

5716044010 FHM0019 SSS
パソコン用 配達済 2019/05/26
× 1 ¥12,420
外08

9004017014 アソソフ ネット
データウェア 配達済 2019/05/26
× 1 ¥3,980
外08

0851317012 アソソフ エクセル/ワード/パワーポイント
配達済 2019/05/26
× 1 ¥3,980
外08

0851318019 アソソフ エクセル/ワード/パワーポイント
配達済 2019/05/26
× 1 ¥3,980
外08

0965697017 アソソフ エクセル/ワード/パワーポイント
配達済 2019/05/26
× 1 ¥3,980
外08

1137836012 PMS000E
FAXつき 配達済 2019/05/26
× 1 ¥29,580
外08

5729902017 KGV0007 SSS
パソコン用 配達済 2019/05/26
× 1 ¥3,800
外08

小計 ¥162,580
+ 消費税 ¥17,586
協賛金 ¥324
優待
合計 ¥175,262
(-) 消費税 ¥12,982
前受金 ¥13,262
現金 ¥162,000
入金合計 ¥162,000
お預り ¥162,000
お釣り ¥0
数量
配達済数量

0160404800180

商品の返品につきましては必ずこの領収書と引当金(お持ちの印章)をお持ち下さい。お持ちでない商品は返品出来ません。

印
付
に
お
留
め
な
さ
い

事業名、使途及び内容等

事務所用パソコン・FAX付き複合機として
《領収書内明細について》

- ・モバイル=パソコン本体 : 112,800円
- ・パソコン用=キーボード代 : 12,420円
- ・データウェア=MicrosoftOffice代/Eccel、Word、PowerPoint : 3,980円
- ・FAXつきフクゴウキ=FAX付き複合機 : 29,580円
- ・パソコン用=マウス代 : 3,800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (87,631 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

1-2

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

令和元年5月27日

成迫 健児 様

38,709 円

但し、5月分事務所家賃として領収いたしました。

住 所

氏 名

事業名、使途及び内容等

事務所借上料 5月分 (5月8日 ~ 5月31日)

38,709 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (19,354 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX

(以下「甲」という)と借主 成迫 健児

(以下「乙」という)と連帯保証人 XXXXXXXXXX

(以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下

「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	長井貸店舗			1・2階	
	所在地	(登記簿) 佐伯市向島1丁目1043番地2				
		(住居表示) 佐伯市向島1丁目5番34号				
	種類	店舗	家屋番号	1043番2の2		
	構造	木造				2階建
	面積	専有	57.76㎡ (約 17.47坪)	その他使用可能な面積	㎡	
		バルコニー	㎡ (約 坪)	(約 坪)		
	物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX			
		(氏名)	XXXXXXXXXX			
	使用目的	店舗				
(2) 賃貸借	賃料	月額 50,000 円(うち消費税 <u>込</u> 円)	敷金	(賃料の 1ヵ月分)		
	管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 50,000 円		
	共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金	(賃料の 1ヵ月分)		
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(総額) 50,000 円		
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(うち消費税) 0 円		
	雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金	(総額) 0 円		
	保険料	総額 0 円(うち消費税 0 円)		(うち消費税) 0 円		
	保証料	0 円	更新料	(総額) 0 円		
	保証金	0 円(3.3㎡当たり)		(うち消費税) 0 円		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		更新手数料	(総額) 0 円	
条件	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	契約期間	2019年05月08日 から 2021年05月07日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) XXXXXXXXXX (氏名) XXXXXXXXXX				
	振込先	XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 50,000 円	
	口座名義人	XXXXXXXXXX 口座No. XXXXXXXXXX				
	口座引落	委託会社名 XXXXXXXXXX				
翌月分を毎月 末 日迄に前払(翌月前払)。 振込手数料：借主負担						

付 属 施 設					
(3) 貸 与 する 鍵一覽	No.		No.		No.
	No.		No.		No.
	No.		No.		
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日			ポストボックス		

特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫鶏等の動物ペットの飼育禁止。(一時預りも不可) ・店舗内の設備に対する修理費用は借主の負担とする。 ・明渡しの際に破損及び極端に汚損した箇所がある場合は修復費用の実費をいただきます。 ・各種証明書が必要な場合には有料にて交付いたします。 ・駐車場2台分無料。
---------	--

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

令和
平成元年5月8日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
注 所	[Redacted]	[Redacted]
電 話 番 号	[Redacted]	[Redacted]
氏 名	[Redacted] 印	成迫 健児 印

乙の連帯保証人・丙	〒 [Redacted] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先)	〒 [Redacted] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先)
-----------	--	--

保証機関	
------	--

(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)
-----------	-------------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	大分県知事(11)第1385号	免許番号	大分県知事(8)第1912号
主たる事務所	大分県佐伯市中の島2丁目1番6号	主たる事務所	大分県佐伯市向島2丁目1番2号
商号	有限会社マルハナ不動産 印	商号	有限会社寿不動産 印
代表者	代表取締役 児玉 晃 印	代表者	代表取締役 越名 久 印

宅 地 建 物 取 引 士		宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号	(大分) 第 [Redacted] 号	登録番号	(福岡) 第 [Redacted] 号
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]
事務所名	有限会社マルハナ不動産	事務所名	有限会社寿不動産
所在地	大分県佐伯市中の島2丁目1番6号	所在地	大分県佐伯市向島2丁目1番2号
電話	0972-23-5566	電話	0972-23-4700

事業用建物賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、本契約（2）の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を、本契約の（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、以下のとおり締結した。

(契約期間及び更新料)

第2条 契約期間は、本契約の（2）に記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 本契約が更新される場合には、乙は、甲に対し、本契約の（2）に記載する更新料を支払わなければならない。

(賃料)

第3条 乙は、本契約の（2）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。

(管理費・共益費等)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、管理費、共益費等を本契約の（2）の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費、共益費等が不相当となったときは、協議の上、管理費、共益費を改定することができる。
- 3 1ヵ月に満たない期間の管理費、共益費等は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。
- 4 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(消費税)

第5条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。但し、本契約の（2）の記載賃料に消費税は含むものとし、契約期間中に消費税率が10%への変動があった場合まで同様とする。尚、消費税率が10%を超える変動があった場合には、甲及び乙が協議を行い改定する事ができる。

(負担の帰属)

第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金・保証金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約の（2）に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息はつけない。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理費、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の（2）に記載する月数分相当額とする。
- 4 保証金の償却方法並びに償却率については、本契約の（2）に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の差引いたその残額を、本契約の（2）に記載する時期に、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金・保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(礼金・権利金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、本契約の（2）に記載する礼金・権利金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、本契約の（2）に記載する礼金・権利金の返還を求めることは出来ない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計または威勢を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は敷金又は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入させること。

乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本契約(3)に記載する鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(修繕費の負担部分)

第12条 甲は、建物の躯体の維持保全に必要な義務を負う。

2 本物件内の壁・天井・床などに関する修繕(塗装替え含む)及び付属設備の修繕についての費用は原則として乙の負担とする。

乙は、第1項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

4 本物件内に破損箇所を生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する。

(内装造作諸設備工事)

第13条 本契約後乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ乙は計画書面による提出をもって甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

2 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約の終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

3 乙が甲の承認を得ずして、第1項の掲示や原状変更の行為をなした場合にはこの為が生じた障害の損害賠償は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

(契約の解除・消滅)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第一号及び第二号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 - 三 破産手続きの開始。
 - 四 民事再生手続きの開始。
 - 五 特別清算手続きの開始。
 - 六 会社更生手続きの開始。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を本契約の(2)記載の目的以外の用に供したとき。
 - 二 第10条(第4項の第四号から第七号を除く。)のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 銀行取引停止処分を受け、又は破産手続き、民事再生手続き、特別清算手続き、会社更生手続きの申立があったとき、あるいは著しい信用不安を生じたとき。
 - 五 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第10条第4項第四号から第七号に掲げる行為を行った場合、又は次に掲げる事由に該当したときは、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
 - 二 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
 - 三 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為を行ったとき。
 - 四 乙又はその使用人が、本物件を暴力団若しくは極左・極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容したとき。
 - 五 乙又はその使用人が、オウム真理教等の宗教団体の信者、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
- 5 天災地変、火災等により本物件を通常のに供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

第15条 乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、本契約の(2)記載のとおり本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の(2)に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。

2 乙は、第14条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本契約の(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件の引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第17条 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾

を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 本物件の管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(損害賠償等)

第20条 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

- 2 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 乙と他の居住者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。

甲は、その責によらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の居住を不可能にするような非常事態の発生によるこの損害については、責任を負わない

(延滞損害金)

第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(立退料等の請求禁止)

第22条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第23条 丙は、乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

- 2 丙は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
- 3 丙は、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
- 4 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は、連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は、甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(免責)

第24条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第25条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第26条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第27条 更新に関する事項及び特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

整理番号

2-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年06月03日

領 収 書

一連No000001
領収No004259

成 迫 健 児 様

¥432-

税抜金額
¥400-
消費税等
¥32-

(但し コピー用紙代として
正に領収致しました)

収入印紙

文具・事務用品・OA機器

大分県佐伯市中村南町5-18

TEL: 0972-22-0445

FAX: 0972-22-0470

印刷面を内側に折って保管願います

有限会社 ヤマムラ

事業名、用途及び内容等

コピー用紙代として

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (216 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

2-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年06月06日

領 収 書

一連No000007
領収No004264

成 迫 健 児 様

¥1,233-

税抜金額
¥1,142-
消費税等
¥91-

(但しスタンプ台・コピー用紙として
正に領収致しました)

収入印紙

文具・事務用品・OA機器

大分県佐伯市中村南町5-18

TEL:0972-22-0445

FAX:0972-22-0470

印刷面を内側に折って保管願います

有限会社 ヤマムラ

事業名、使途及び内容等

スタンプ台・コピー用紙代として

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (616 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

2-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

納品書 19年 6月 8日 No. _____

成迫 様

文具・事務機器・事務用品
 有限会社 ヤマムラ
 代表取締役 山村 玲二
 大分県佐伯市中村北町1-28
 文具・事務機器 (0972)22-0445(代)
 取引銀行 大分銀行佐伯支店 普通預金 口座番号 1100821

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単位	単価	金額(税抜・税込)	備考
大分県産産物 成迫健児	1			6700	
〒876-0844 大分県佐伯市向島1-5-34 TEL0972-28-8016 FAX0972-28-8017					
大分県産産物	1			2480	
〒876-0844 大分県佐伯市向島1-5-34 0972-28-8016					
ナリ サコ ケン ジ					
成迫健児					
合計				9280	
税率	%	消費税額等	9.28	税込合計金額	10,022

領収証

様 No. _____

★110022-

但

19年 6月 8日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

収入
印紙

ココロ ウケ-1097

文具・事務機器・事務用品
 有限会社 ヤマムラ
 代表取締役 山村 玲二
 大分県佐伯市中村北町1-28
 文具・事務機器 (0972)22-0445(代)
 取引銀行 大分銀行佐伯支店 普通預金 口座番号 1100821

事業名、使途及び内容等

事務所用ゴム印代として

10,022 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (5,011 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 2-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

利用代金明細書 2019年6月10日発行 00103AM091083

成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111230695#

カードの種別	利用種別	利用金額	支払金額
カード利用枠	カード利用枠		
内りボ払い			
内分割・2回・ボーナス			
キャッシング利用枠			
内キャッシングリボ			
内海外キャッシングサービス			
合計		5,317	5,317

支払区分欄に※印がある場合は、マイ・ペイすりぽ対象外にさせていただきます。尚、毎月お支払額（非済金）が利用枠以上の設定で、かつ利用枠を超えてご利用の場合、超過分がマイ・ペイすりぽ最低支払額（非済金）に計上される場合があります。

R 1.6.26

事業名、使途及び内容等

事務所インターネット利用料 5 月分

5,317 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,658 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	2-6	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
		領 収 書	
		令和元年6月27日	
成迫 健児 様			
		50,000 円	
		但し、6月分事務所家賃として領収いたしました。	
		住 所	
		氏 名	
事業名、使途及び内容等			
事務所借上料 6 月分		(6 月 1 日 ~ 6 月 30 日)	
		50,000 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 (50/100)			
按分による政務活動費の充当額		(25,000 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		(円)	

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ

議員名 成迫 健児

【令和 元年 7月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備 考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	252,784														
10	事務所電気料 (6月分)		641	252,143								641					3-1	
16	ファイル・パンチ等消耗品代		1,874	250,269										1,874			3-2	
15	政務調査費6月分受入	200,000	0	450,269														
17	事務所上下水道料金 (7月分)		645	449,624								645					3-3	
21	事務所電話利用料 (6月分)		2,527	447,097										2,527			3-4	
26	事務所インターネット代 (6月分)		2,658	444,439										2,658			3-5	
26	携帯電話利用料 (6月分)		5,486	438,953										5,486			3-6	
27	事務所借上料 (7月分)		25,000	413,953								25,000					3-7	
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
			0	413,953														
	月 計	200,000	38,831	413,953	0	0	0	0	0	0	0	26,286	0	12,545	0	0		

整理番号

3-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 **ナリサコ ケンシ** 様
 お客様番号 **1453600314000613076**

払込金額 2019 年 6 月分 <small>(うち消費税等相当額)</small>	1,282 円 94 円
料金内訳 推定 ご使用量 31 kWh ご使用期間 6月3日 ~ 6月18日 お支払期日 19 年 7 月 19 日 九州電力株式会社 佐伯 営業所 電話 0120-986-506	本証により 領集のお金 並びに 訂正した ものは 無効です。

134806

19.7.18

一枚シタケ

印紙

金融機関コンビニ取扱い(印紙)

(金融機関・CVS取扱店→お振込人)

事業名、使途及び内容等

事務所電気料 6 月分

1,282 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (641 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

3-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



スーパーワイドマート佐伯店
 TEL0972-25-0122 FAX0972-24-0789
<http://www.aeon-kyushu.com/>



イオン九州株式会社

お買上ありがとうございます

レタ0101 2019/ 7/16(火) 15:30
 取1849 賣:002811158

Rファイル青A4 F-8 388
 ソニック 2穴パンチ特 1,380
 ハリナックス 980
 RFボードマグネット曜日 298
 ミツヤカラーマグネット3 128
 N ポイントメモ 298

小計	¥3,472
外税 8%対象額	¥3,472
外税 8%	¥277

合計	¥3,749
現金	¥5,000
ID: 0840 お釣り	¥1,251

事業名、使途及び内容等

ファイル・パンチ等消耗品代

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (1,874 円)

一部のみ打切り充当した場合

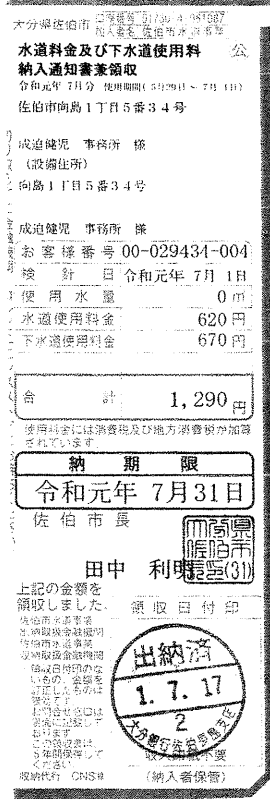
政務活動費充当額 (円)

整理番号

3-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金 7 月分

1,290 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (645 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 3-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児事務所 様

ご請求番号
4910-1710-60230

2019年 7月ご請求分

金額(円)
¥16,935-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
19 7 21 2019

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、宛名の誤りや印字の不足等により、上記以外のお支払いの場合、お支払いの旨を必ずお知らせください。

お客様ご請求番号 00-7905-0237 請求年月 2019年 7月ご請求分
BILLING NUMBER MONTH OF ISSUE

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1710-60230)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-7905-0237 ◇NTT西日本ご利用分	16,935	4,499	プレッツ 光ネクスト F 事務利用料	6月 6日～ 6月30日 合算
		-917	光はじめ割	6月 6日～ 6月30日 合算
		410	ひかり電話 (基本料)	6月 6日～ 6月30日 電話番号合算
		416	モバイルサービス料	は0972-28-8016 6月 6日～ 6月30日 合算
		166	低コストサービス料	6月 6日～ 6月30日 合算
		83	複数チャネル利用料	6月 6日～ 6月30日 合算
		16	通話専用利用料	6月 6日～ 6月30日 合算
			ひかり電話 (追加料)	6月 6日～ 6月30日 合算
		2	ユニバーサルサービス料	6月 6日～ 6月30日 1番守会合算
		1,254	消費税等相当額 (合計)	6月 6日～ 6月30日 1番守会合算
		374	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
			(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	16,935	16,935	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※プレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分派承取のうち、料金回収代行は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入機器等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (繰越額) が公表されています。

M20021211002 03920 03898 01

事業名、用途及び内容等

事務所電話利用料 6 月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,527 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

3-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019年7月10日発行 001D3AM90907

成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111222668#

2019年7月26日 (金)

5,317円

R 1. 7.26

事業名、使途及び内容等

事務所インターネット利用料 6 月分

5,317円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,658 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

3-0

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

令和元年 7 月 27 日

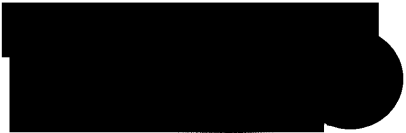
成迫 健児 様

50,000 円

但し、7月分事務所家賃として領収いたしました。

住 所

氏 名



事業名、使途及び内容等

事務所借上料 7 月分 (7月1日 ~ 7月31日)

50,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (25,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ

議員名 成迫 健児

【令和 元年 8 月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)								領収書 番 号	備 考			
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費			事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	413,953													
4	事務所電気料 (7月分)		1,306	412,647								1,306				4-1	
4	事務所用ガス保安点検・使用料 (7月分)		1,026	411,621								1,026				4-2	
15	政務調査費8月分受入	200,000	0	611,621													
19	事務所上下水道料金 (8月分)		645	610,976								645				4-3	
21	事務所電話利用料 (8月分)		3,076	607,900										3,076		4-4	
23	事務所用ガス保安点検・使用料 (8月分)		1,026	606,874								1,026				4-5	
26	事務所インターネット代 (7月分)		2,496	604,378										2,496		4-6	
26	携帯電話利用料 (7月分)		5,039	599,339										5,039		4-7	
27	事務所借上料 (8月分)		25,000	574,339								25,000				4-8	
31	事務所電気料 (8月分)		1,559	572,780										1,559		4-9	
			0	572,780													
			0	572,780													
			0	572,780													
			0	572,780													
			0	572,780													
			0	572,780													
			0	572,780													
	月 計	200,000	41,173	572,780	0	0	0	0	0	0	0	29,003	12,170	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号

4-(

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 ナリサコ ケンシ 様
 お客さま番号 1453600314000613076

払込金額 2019年 7月分		2,612円
(うち消費税等相当額)		193円
基本料金		1,166円40銭
電量初の120kWh 力121~300kWh 量301kWh~		1,251円22銭
		0円00銭
		0円00銭
料金内訳	燃料費等調整額	-19円71銭
	再エネ賦課金	215円00銭

本証により直接集金することはありません。
 収納印がなければ金額を訂正したものは無効です。

推定 〇

ご使用量 73 kWh
 ご使用期間 6月19日~ 7月18日

お支払期日 19年 8月19日

九州電力株式会社 佐伯 営業所
 電話 0120-986-506 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)



事業名、使途及び内容等

事務所電気料 7 月分

2,612 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (1,306 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

払込受領書

払込人氏名 成迫 健児 様
お客様コード (002-024-030100-2500)
お支払い金額 2,052円 (うち消費税等 ¥152)
受取人 江藤産業株式会社
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱
収入印紙 194 778944

(お客様控)

※ガス検針票及 請求書※

2019年 7月分

2019/07/13 0371-1
 002-024-030100-2500
 (009-0002-061)

成迫 健児 様

ガス使用量は以下のとおりでございます。

今回検針 7月13日 26.1m3
 前回検針 5月29日 26.1m3
今回ご使用量 0.0m3
 (前回使用量 0.0m3 前年同月使用量 0.0m3)

ガス基本料金	(#007)	2,052
ガス従量料金		0
原料費調整		0
消費税	(152)
ガス料金(A)		2,052

今回ご請求額
(A) 2,052

おことわり
 電算処理の行違い上、既にお支払い済みにもかかわらず請求金額に表示される場合がございますが、その節には何卒ご容赦願います。

《《《《《《《《《《《振込先》》》》》》》》》》

事業名、使途及び内容等

事務所用ガス保安点検・使用料 7月分

2,052 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (1,026 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

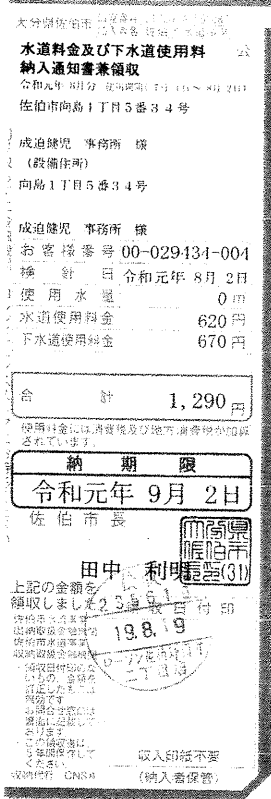
政務活動費充当額 (円)

整理番号

4-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

事務所上下水道料金 8 月分

1,290 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (645 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

4-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児事務所
様

お客様番号
4910-1710-60230

2019年 8月ご請求分

金額(円)
¥6,153-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 9.8.21

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様ご請求番号 00-7905-0237 請求年月 2019年 8月ご請求分
BILLING NUMBER MONTH OF ISSUE

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1710-60230)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
00-7905-0237			
西日本ご利用分	6,153		
	5,400	フレック 光ネクスト F 単利用料 7月 1日~ 7月31日	合算
	1,100	光はじめ割 7月 1日~ 7月31日	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 7月 1日~ 7月31日 電話番号 は0972-26-8016	合算
	500	ボイスワープ使用料 7月 1日~ 7月31日	合算
	200	複数サービス使用料 7月 1日~ 7月31日	合算
	100	通知音使用料 7月 1日~ 7月31日	合算
	56	ひかり電話 (随話料) 7月 1日~ 7月31日	合算
	36	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 7月 1日~ 7月31日	合算
	6	ユニバーサルサービス料 7月 1日~ 7月31日 2番目分	合算
	455	消費税相当額 (合計) 合算表示の税金合計×8%	
合計	6,153	合計	

NTT西日本からのお知らせ
 各通話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 各通話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレック・ひかり電話: 0120-116118へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。
 ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業協会から1番号あたりの費用(番号範囲)が公表されています。
 M20021211002 05377 05353 01

事業名、用途及び内容等

事務所電話利用料 8 月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (3,076 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

4-5

領収書その他の証拠書類の添付欄

払込受領書

払込人氏名 成迫 健児 様
お客様コード (002-024-030100-2500)
お支払い金額 2,052円 (うち消費税等 ¥152)
受取人 江藤産業株式会社
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱
収入印紙貼付欄 領収日附印 19.8.23

事業名、使途及び内容等

事務所用ガス保安点検・使用料 8 月分

2,052 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (1,026 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 **4-6**

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

利用代金明細書 2019年8月10日発行 00103AM090039

成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111152337#

カードの利用状況

カードの種類	利用種別	利用金額	支払金額
カード利用枠	カード利用枠		
内分払い	内分払い		
内分割・2回・ボーナス	内分割・2回・ボーナス		
キャッシング利用枠	キャッシング利用枠		
内キャッシングリボ	内キャッシングリボ		
内海外キャッシングサービス	内海外キャッシングサービス		

2019年8月26日(月)

お支払日と口座残高をご確認をお願いいたします。

支払区分種別に※印がある場合は、マイ・ペイすりぽ対象外にさせていただきます。尚、毎月お支払額（非済金）が利用枠以上の設定で、かつりぽ利用枠を超えてご利用の場合、超過分がマイ・ペイすりぽ最終支払額（非済金）に計上されることがあります。

利用店名: 成道 健児 様

利用金額: 8233

R 1. 826

事務所インターネット利用料 7 月分

4,993 円

事業名、使途及び内容等

事務所インターネット利用料 7 月分

4,993 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,496 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

令和元年 8 月 27 日

成迫 健児 様

50,000 円

但し、8月分事務所家賃として領収いたしました。

住 所

氏 名

事業名、使途及び内容等

事務所借上料 8 月分 (8 月 / 日 ~ 8 月 31 日)

50,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (25,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 4-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 ナリサコ ケンシ 様
 お客様番号 1453600314000613076

払込金額 2019年 8月分		3,119円
うち消費税等相当額		231円
基本料金		1,166円40銭
電最初の120 kWh		1,696円86銭
力121~300 kWh		0円00銭
量301 kWh~		0円00銭
料金内訳	燃料費等調整額	-35円64銭
	再エネ賦課金	292円00銭
推定		
ご使用量	99 kWh	
ご使用期間	7月19日~ 8月20日	
お支払期日	19年 9月 20日	

九州電力株式会社 佐伯 営業所
 電話 **0120-986-506** (受付)
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)

金融機関コンビニ収納印(印紙)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合左側の2枚だけをお出しください。

本証印により裏面の集金おひき金のことばを訂正したものは無効です。

事業名、用途及び内容等

事務所電気料 8 月分

3,119 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (1,559 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ

議員名 成迫 健児

【令和 元年9月分】

日	摘要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)								領収書 番 号	備考			
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費			事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	572,780													
5	携帯電話利用料 (8月分)		5,000	567,780													5-1
15	政務調査費9月分受入	200,000	0	767,780													
18	事務所上下水道料金 (9月分)		645	767,135							645						5-2
20	事務所電話利用料 (9月分)		3,380	763,755													5-3
26	事務所用ガス保安点検・使用料 (9月分)		1,026	762,729									1,026				5-4
26	事務所インターネット代 (8月分)		2,496	760,233													5-5
27	事務所借上料 (9月分)		25,000	735,233									25,000				5-6
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
			0	735,233													
	月 計	200,000	37,547	735,233	0	0	0	0	0	0	0	0	26,671	10,876	0	0	

領収書等の添付様式

整理番号	5-1											
領収書その他の証拠書類の添付欄												
請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等) (回収代行額)	領収日							
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 60px; margin-bottom: 5px;"></div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">2019年08月</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">28,928</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">28,928</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">28,928 (</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">1,645) (</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">0)</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">2019年09月05日</td> </tr> </table> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 30px; margin-top: 5px;"></div>						2019年08月	28,928	28,928	28,928 (1,645) (0)	2019年09月05日
2019年08月	28,928	28,928	28,928 (1,645) (0)	2019年09月05日						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">合計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>							合計					
	合計											
<p>上記の料金は、取納済であることを証明いたします。</p> <p>※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。</p>												
印紙税申告納付につきま 税務署承認済		お問い合わせ先 ソフトバンク株式会社 ソフトバンクカスタマーサポート ソフトバンク携帯電話から 157 (無料) 一般電話から 0800-919-0157 (無料)										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">事業名、使途及び内容等</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> 携帯電話利用料 (8月分) 対象額 : 13,920円 - (1,995円 + 2,664円) = 9,261円 9,261円 + 740円 (消費税) = 10,001円 </td> </tr> </table>						事業名、使途及び内容等	携帯電話利用料 (8月分) 対象額 : 13,920円 - (1,995円 + 2,664円) = 9,261円 9,261円 + 740円 (消費税) = 10,001円					
事業名、使途及び内容等	携帯電話利用料 (8月分) 対象額 : 13,920円 - (1,995円 + 2,664円) = 9,261円 9,261円 + 740円 (消費税) = 10,001円											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">あん分による充当の場合</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> あん分の率 (5.0 / 100) 按分による政務活動費の充当額 (5,000 円) </td> </tr> </table>						あん分による充当の場合	あん分の率 (5.0 / 100) 按分による政務活動費の充当額 (5,000 円)					
あん分による充当の場合	あん分の率 (5.0 / 100) 按分による政務活動費の充当額 (5,000 円)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">一部のみ打ち切り充当した場合</td> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> 政務活動費充当額 (円) </td> </tr> </table>						一部のみ打ち切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)					
一部のみ打ち切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)											

整理番号 5-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金 9 月分

1,290 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (645 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

5-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

成迫 健児事務所
様

お客様番号

4910-1710-60230

2019年 9月ご請求分

金額(円)

¥6,760-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日 附印

19.9.20

319902

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

A T Mまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外のお支払いの場合は、お振込みをお願いいたします。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER 00-7905-0237 請求年月 MONTH OF ISSU 2019年 9月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1710-60230)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-7905-0237 ▷NTT西日本ご利用分	6,760	5,400		
		-1,100	フレッツ 光ネクスト F 帯利用料 光はじめ割 ひかり電話 (基本料)	合 合 合
		500	ボイスワープ利用料 複数チャンネル利用料 追加番号利用料 ひかり電話 (通話料) ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料	合 合 合 合 合 合
		500	消費税等相当額 (合計)	合
◇合計	6,760	6,760	合計	

NTT西日本からのお知らせ
 ※請求書の件名・お問合せ先は「116」へ (無料) / 西都電からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話・0120-116116へ (無料) / 故障・0120-248905へ (無料)
 ※弊社分譲区域のうち、料金回収代行は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について
 エネルギーサービス料は、お支払い日本全国に於いてユニバーサルサービス (NTT東日本の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 02552 02544 00 A

事業名、使途及び内容等

事務所電話料 9 月分

6,760円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (3,380 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 5-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

※ガス検針票及び ご請求書※

2019年 9月分

2019/09/11 0319-1
002-024-030100-2500
(009-0002-061)

成迫 健児 様

ガス使用量は以下のとおりでございます。

今回検針 9月11日	26.1m3
前回検針 8月9日	26.1m3
今回ご使用量	0.0m3
(前回使用量 0.0m3 前年同月使用量 0.0m3)	

払込受領書

払込人氏名
成迫 健児 様

お客様コード
(002-024-030100-2500)


お支払い金額
2,052円
(うち消費税等 ¥152)

受取人
江藤産業株式会社

収納代行
地銀ネットワークサービス㈱

収入印紙貼付欄

領収日附印



ガス基本料金	(#001)
ガス従量料金	2,052
原料費調整	0
消費税	(152)
ガス料金(A)	2,052

今回ご請求額
(A) 2,052

おことわり
電算処理の行違い上、既にお支払い済みにもかかわらず請求金額に表示される場合がございますが、その節には何卒ご容赦願います。

《《《《《《《《(振込先)》》》》》》》》》

事業名、使途及び内容等

事務所用ガス保安点検・使用料 9 月分

2,052 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (1,026 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 5-5

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用代金明細書 2019年9月10日発行 00103AM090444

成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111174673#

カードの種類	利用日	利用金額	支払金額
専利用途			
カード利用			
内訳			
内分額・2回・ボーナス			
キャッシング利用			
内キャッシングリボ			
内海外キャッシングサービス			

R 1. 9.26

事業名、使途及び内容等

事務所インターネット利用料 8 月分

4993円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,496 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

5-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

令和元年9月27日

成迫 健児 様

50,000 円

但し、9月分事務所家賃として領収いたしました。

住 所

氏 名

事業名、使途及び内容等

事務所借上料 9 月分 (9 月 1 日 ~ 9 月 30 日)

50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (25,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ

議員名 成迫 健児

【令和 元年10月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)								領収書 番 号	備 考			
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費			事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	735,233													
1	事務所電気料 (9月分)		1,200	734,033							1,200					6-1	
15	政務調査費10月分受入	200,000	0	934,033													
25	事務所上下水道料金 (10月分)		645	933,388							645					6-2	
25	事務所用ガス保安点検・使用料 (10月分)		1,136	932,252							1,136					6-3	
25	事務所電話利用料 (10月分)		3,232	929,020								3,232				6-4	
27	事務所借上料 (10月分)		25,000	904,020							25,000					6-5	
28	事務所インターネット代 (9月分)		2,498	901,522								2,498				6-6	
28	携帯電話利用料 (9月分)		4,991	896,531								4,991				6-7	
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
			0	896,531													
	月 計	200,000	38,702	896,531	0	0	0	0	0	0	27,981	10,721	0	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号 6-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

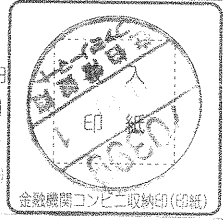
お振込人 ナリサコ ケンシ 様
 お客さま番号 1453600314000613076

ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払いは左側の場合にのみご使用ください。

払込金額 2019 年 9月分		2,401円
(うち消費税等相当額)		177円
基本料金		1,166円40銭
電料	最初の120 kWh	1,079円82銭
	力121~300 kWh	0円00銭
	量301 kWh~	0円00銭
料金内訳	燃料費等調整額	-29円61銭
	再エネ賦課金	185円00銭

本証印がないうちの金額を訂正したものは無効です。

推定
 ご使用量 63 kWh
 ご使用期間 8月21日~ 9月17日
 お支払期日 19年10月18日
 九州電力株式会社 佐伯 営業所
 電話 0120-986-506
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)



事業名、使途及び内容等

事務所電気料 9 月分

2,401 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (1,200 円)

一部のみ打切り充当した場合

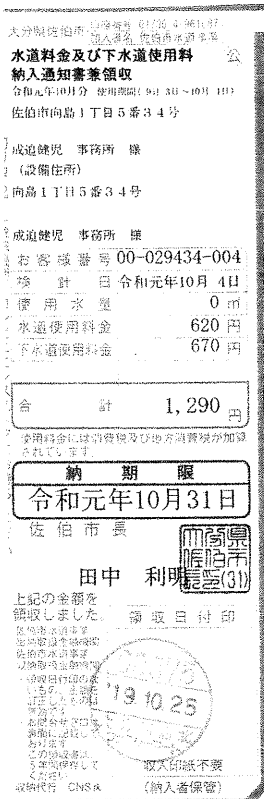
政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号

6-2

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金 10 月分

1,290 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (645 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	6-3
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

※ガス検針票及び ご請求書※


2019年10月分 2019/10/12 0355-1
002-024-030100-2500
(009-0002-061)

成迫 健児 様

ガス使用量は以下のとおりでございます。

今回検針	10月12日	26.1m3
前回検針	9月11日	26.1m3
今回ご使用量		0.0m3
(前回使用量)	0.0m3	前年同月使用量 0.0m3

払込受領書

払込人氏名	成迫 健児 様
お客様コード	(002-024-030100-2500)
お支払い金額	2,272円 (うち消費税等 ¥206)
受取人	江藤産業株式会社
収納代行	地銀ネットワークサービス㈱
収入印紙貼付欄	 (お客様控)

	(#001)
ガス基本料金	2,052
ガス従量料金	0
原料費調整	0
消費税	(152)
ガス料金(A)	2,052
コンビニ払込手数料	220
消費税	(20)
その他金額(B)	220
合計(A)+(B)	2,272

今回ご請求額	2,272
(A)+(B)	

※は軽減税率対象品目 △は経過措置対象品目

事業名、用途及び内容等

事務所用ガス保安点検・使用料 10月分

2,272 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (1,136 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

成迫 健児事務所
様

お客様番号

4910-1710-60230

2019年10月ご請求分

金額(円)

¥6,464-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収書 附印

取人印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合には、領収書の控えをお出しください。なお以外で全支払の場合は、領収書をいりません。

2 / 2 ページ

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER: 00-7905-0237 請求年月 MONTH OF ISSUE: 2019年 10月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1710-60230)

内訳項目 CHARGE CATEGORY (JAMSCO CODE)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
●00-7905-0237 NTT西日本ご利用分	6,464				
		5,400	アレンジ 光ネクスト F 帯利用料	9月 1日~ 9月30日	合算
		-1,100	光はじめ割	9月 1日~ 9月30日	合算
		500	ひかり電話 (基本料)	9月 1日~ 9月30日	合算
		500	ボイスワープ使用料	9月 1日~ 9月30日	合算
		200	複数チャネル使用料	9月 1日~ 9月30日	合算
		100	通話番号使用料	9月 1日~ 9月30日	合算
		56	ひかり電話 (通話料)	9月 1日~ 9月30日	合算
		324	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	9月 1日~ 9月30日	合算
		6	ユニバーサルサービス料	9月 1日~ 9月30日	2歳特分 合算
		478	消費税等相当額 (合計)	この請求となります。 各事業者の料金合計×8%	
	6,464	6,464	合計		

NTT西日本からのお知らせ
 ※お問合せ先 (1113) へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※光の割額は「1113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※アレンジ・ひかり電話・0120-116116へ (無料) / 携帯: 0120-218995へ (無料)
 ※弊社が請求額のうち、料金回収代行は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT家庭の加入電話等) の提供を確保するため
 にご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会
 から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

M28021211082 04925 04905 00 M

事業名、使途及び内容等

事務所電話料 10月分

6,464円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (3,232 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

6-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

令和 元 年 10 月 27 日

成迫 健児 様

50,000 円

但し、10月分事務所家賃として領収いたしました。

住 所

氏 名

事業名、使途及び内容等

事務所借上料 10 月分 (10 月 1 日 ~ 10 月 31 日)

50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (25,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 6-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111225754#



ご利用代金明細 2019年10月10日発行 001D3AM090749

※このカードに発行したご利用代金について
 当社は有限会社として、ご利用明細を「お支払明細書」(お支払明細書)として発行し、お客様に送付いたします。
 ※領収書は、本明細書と併せて発行いたします。
 ※この明細書の発行は、お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

お問い合わせ先 成道 健児 様
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

発行日 2019年10月28日(月)

お支払金額 4,996円

お支払手数料 0円

お支払合計 4,996円

お支払明細書
 カード名目
 カード番号
 カード有効期限
 カード会社名

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。

お支払日
 お支払金額
 お支払手数料
 お支払合計

※「お支払日」と口座残高のご確認をお願いいたします。

支払区分頭部に※印がある場合は、マイ・ペイすりぽ対象外にさせていただきます。尚、毎月お支払額(お返済金)がご利用枠以上の設定で、かつご利用枠を超えてご利用の場合、超過分がマイ・ペイすりぽ最低支払額(お返済金)に計上されることがあります。

お支払日	ご利用店名	ご利用金額	お支払金額
10/9	GMOとくとくBB	4996	

R 1.10.28

事業名、使途及び内容等

事務所インターネット利用料 9 月分

4,996 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (2,498 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

R 1.10.28



成道 健児 様

48124-9817-2749-52660 Q111225754#



ご利用代金明細書 2019年10月10日発行 001D3AM090749

この明細書はご利用のカードに記録された金額を記載しております。お支払いの金額と一致しない場合は、ご利用のカードの裏面に記載の「お支払いの金額」をご確認ください。また、ご利用のカードの裏面に記載の「お支払いの金額」が、お支払いの金額と一致しない場合は、ご利用のカードの裏面に記載の「お支払いの金額」をご確認ください。

お問い合わせ先 090-7780-5555 (受付時間: 10:00~18:00)

カードのご利用枠 (各カード発行時に共通のご利用枠)	ご利用枠	残高
カード利用枠		
カード利用枠		
四半期・2回・ボーナス		
キャッシング利用枠		
四半期キャッシング枠		
両方がキャッシングサービス		

お支払日	2019年10月28日(月)	お支払額	
お支払金額		お支払回数	
お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。		カード名	
加入・切替日		会員番号	

今、お支払日と口座残高のご確認をお願いいたします。

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

支払区分頭部に捺印がある場合は、マイ・ペイずリ対象外にさせていただきます。尚、毎月お支払額(弁済金)がご利用枠以上の設定で、かつご利用枠を超えてご利用の場合、超過分がマイ・ペイずリが最低支払額(弁済金)に計上される場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額 (税込)	お支払金額 (税込)	印	英
10/28	成道 健児 様	13,902円	13,902円		

領収書の印はポイントの対象利用となります。

お支払金額明細書

事業名、使途及び内容等

携帯電話利用料 (9月分)

対象額 : 13,902円 - (1,995円 + 2,664円) = 9,243円

9,243円 + 739円 (消費税) = 9,982円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (4,991 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)